

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税決定処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成29年3月10日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年9月26日判決、本資料266号-127・順号12905)

(第一審・宇都宮地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年10月22日判決、本資料265号-160・順号12743)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	薬丸 潔
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	久田 訓寛

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年3月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 山本 庸幸

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 菅野 博之